

【事案 I - 3】 契約取消請求または死亡共済金受取人変更請求

・2024年11月15日 裁定終了

<事案の概要>

高齢者である申立人の父（契約者・被共済者）が一時払終身共済契約を締結する際、被申立人が家族の同席・承諾や相続税加算の説明を行わなかったとして、父の死後に申立人（相続人）が、法定相続人でない申立人の子を死亡共済金受取人とした本件共済契約の取消、または死亡共済金受取人の申立人への変更を求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は、高齢者への一時払終身共済の販売時に、家族の同席・承諾や、法定相続人以外の者を死亡共済金受取人とした場合の相続税加算の説明なしに法定相続人以外の者を死亡共済金受取人とする契約を締結したため、本件共済契約の取消、または、死亡共済金受取人の申立人への変更」の判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 共済契約の締結に際しては、被申立人の監督官庁が定める共済事業向けの総合的な監督指針等にもとづき、本来、家族の同席、又は、家族の承諾が必要である。それらがないにもかかわらず、被申立人は当時の担当者が監督指針等の定める3回の訪問によって契約を締結したと主張するが、この被申立人の主張は証拠がなく、口頭の説明であり信頼できない。
- (2) 本件共済仕組が相続税対策商品であるにもかかわらず、本件共済契約における死亡共済金受取人は非課税枠を利用できる法定相続人ではなく、また、この点についての説明がなかった。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

「申立人の請求は認められない」との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件監督指針等では、契約締結に当たって、家族ないし親族の同席を必須としていない。また、被申立人の当時の担当者は、本件共済契約締結に当り、申立人の父に対して親族の同席を求めたが、申立人の父がこれを断っており、本件共済契約の締結は、本件監督指針等に反していない。
- (2) 被申立人の当時の担当者は、本件共済契約における死亡共済金受取人が法定相続人ではないため、申立人の父に対し、相続対策（非課税枠の活用）にならないことを説明している。

(3) したがって、申立人の主張する本件共済契約の取消については、その法的根拠を欠くこと、及び死亡共済金受取人を申立人へ変更することについては、本件共済契約に係る約款・事業規約において「共済金の支払事由の発生まで」に限られているため、申立人のいずれの請求も認められない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件共済契約に係る約款・事業規約によれば、「共済金の支払事由が発生するまでは」共済金受取人を変更することができると規定されている。被共済者は既に死亡し、これによって本件死亡共済金の支払事由が発生しているため、申立人の求める本件死亡共済金受取人の変更はこれを認めることができない。

また、本件監督指針等についてはそれが拘束力を持つものではないとされている。本件監督指針等は監督官庁が監督を行うためのものであって、直接に私人間の契約の効力について影響を与えるものではない。したがって、本件監督指針等に反するとしても、直ちに、本件共済契約についての取消原因となるものということとはできず、申立人の主張する本件共済契約の取消しは理由がない。